2　農政調整官は、環境・技術課の所掌事務に関し調整を要する事項のうち地方農政局長が指定する専門の事項についての調査、連絡調整及び指導に関する事務を行う。
（食品企業課の所掌事務）
第百九十一条　食品企業課は、次に掲げる事務をつかさどる。
一～五　（略）
（削る。）
六～十一　（略）
（地域計画推進指導官、訟務官、小作官、管理官、国庫帰属農地管理官及び農地集積指導官）
第百九十七条　農地政策推進課に、地域計画推進指導官二人、訟務官二人（北陸農政局にあっては、一人）、小作官一人、管理官一人及び国庫帰属農地管理官一人を置く。
2～4　（略）
5　管理官は、地方農政局の管轄区域内における国有農地等（国庫帰属農地を除く。）の管理及び売払並びに所管換及び所属替に関する事務（訴訟に関するものを除く。）を行う。
6　国庫帰属農地管理官は、地方農政局の管轄区域内における国庫帰属農地の管理及び売払並びに所管換及び所属替に関する事務（訴訟に関するものを除く。）を行う。
7・8　（略）
（事業調整室並びに農業土木専門官、技術審査官、工事検査官、水利計画官、地域環境調整官、強靭化指導官及び技術審査専門官）
第二百十二条　（略）
2～6　（略）
7　第一項に規定するもののほか、九州農政局の農村振興部設計課に地域環境調整官一人を、東北農政局、関東農政局及び東海農政局の農村振興部設計課にそれぞれ強靭化指導官一人を、関東農政局及び北陸農政局の農村振興部設計課にそれぞれ技術審査専門官二人を置く。
8・9　（略）
10　技術審査専門官は、命を受けて、地方農政局の管轄区域内における土地改良事業の工事並びに工事のための調査、測量及び設計についての技術提案（公共工事等に関する技術又は工夫についての提案をいう。）の審査に関する事務を行う。
（中山間地域振興調整官、盛土対策専門官、土地利用指導官及び農村復興指導官）
第二百十三条　農村計画課に、中山間地域振興調整官及び盛土対策専門官それぞれ一人を置く。
2　中山間地域振興調整官は、農村計画課の所掌事務に係る中山間地域等の振興に関する事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。
3　（略）
4　第一項に規定するもののほか、近畿農政局の農村振興部農村計画課に土地利用指導官一人を、東北農政局の農村振興部農村計画課に農村復興指導官一人を置く。
5　（略）
（削る。）
6　（略）
（集落排水資源循環専門官）
第二百二十条　地域整備課に、集落排水資源循環専門官一人を置く。
2　（略）

2　農政調整官は、生産技術環境課の所掌事務に関し調整を要する事項のうち地方農政局長が指定する専門の事項についての調査、連絡調整及び指導に関する事務を行う。
（食品企業課の所掌事務）
第百九十一条　食品企業課は、次に掲げる事務をつかさどる。
一～五　（略）
六　農林水産省の所掌事務に係るバイオマスその他の資源の有効な利用の確保に関すること。
七～十二　（略）
（地域計画推進指導官、訟務官、小作官、管理官及び農地集積指導官）
第百九十七条　農地政策推進課に、地域計画推進指導官二人、訟務官二人（北陸農政局にあっては、一人）、小作官一人及び管理官一人を置く。
2～4　（略）
5　管理官は、地方農政局の管轄区域内における国有農地等の管理及び売払並びに所管換及び所属替に関する事務（訴訟に関するものを除く。）を行う。
（新設）
6・7　（略）
（事業調整室並びに農業土木専門官、技術審査官、工事検査官、水利計画官、地域環境調整官及び強靭化指導官）
第二百十二条　（略）
2～6　（略）
7　第一項に規定するもののほか、九州農政局の農村振興部設計課に地域環境調整官一人を、東北農政局、関東農政局及び東海農政局の農村振興部設計課にそれぞれ強靭化指導官一人を置く。
8・9　（略）
（新設）
（盛土対策専門官、土地利用指導官、中山間地域振興調整官及び農村復興指導官）
第二百十三条　農村計画課に、盛土対策専門官一人を置く。
（新設）
2　（略）
3　第一項に規定するもののほか、近畿農政局の農村振興部農村計画課に土地利用指導官一人を、関東農政局、東海農政局、近畿農政局、中国四国農政局及び九州農政局の農村振興部農村計画課にそれぞれ中山間地域振興調整官一人を、東北農政局の農村振興部農村計画課に農村復興指導官一人を置く。
4　（略）
5　中山間地域振興調整官は、地方農政局の管轄区域内における中山間地域等の振興に関する事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。
6　（略）
（集落排水資源循環専門官）
第二百二十条　中国四国農政局の農村振興部地域整備課に、集落排水資源循環専門官一人を置く。
2　（略）